

# 福岡県公報

平成17年12月14日  
第2473号

## 目次

### 告示 (第2411号-第2431号)

○町の字の区域の変更	(地方課) ..... 1
○土地改良事業の工事の完了	(農地計画課) ..... 6
○土地改良事業の工事の完了	(農地計画課) ..... 6
○土地改良事業の工事の完了	(農地計画課) ..... 6
○土地改良事業の工事の完了	(農地計画課) ..... 7
○解除予定保安林の所在場所等	(治山課) ..... 7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 8
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁政課) ..... 9
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁政課) ..... 9
○都市計画事業の施行	(公園街路課) ..... 9
○保安林指定施設要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課) ..... 9
○沿岸漁業改善資金の償還金等の徴収事務の廃止	(水産振興課) ..... 10
○貸金業者の営業所の不確知	(経営金融課) ..... 10
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課) ..... 10
○保安林指定施設要件変更森林の所在場所等	(治山課) ..... 11
○解除に係る保安林の所在場所等	(治山課) ..... 11
○公共測量の終了	(土木管理課) ..... 11
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 11

### ○統計調査の実施

(調査統計課) ..... 12

### 正誤

### ○開発行為に関する工事の完了 (平成17年11月福岡県告示第2286号)

中正誤 ..... 13

### ○目次 (平成17年12月2日福岡県公報第2468号) 中正誤 ..... 13

## 告示

### 福岡県告示第2411号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、広川町長から広川町の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、広川東部第二地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字水原字下川原に編入する。

大字	字	地番
水原	梅ノ木	240の1の一部、240の2の一部
これらの区域に隣接する道路である公有地の全部		

2 次の区域を大字水原字梅ノ木に編入する。

大字	字	地番
水原	下川原	228の1の一部、228の2の一部、229の1の一部、229の2の一部、229の3、229の5、229の6の一部、230の1の一部、230の2、232の1の一部、232の2、233の一部、234の一部、236の1の一部、236の3
吉常	十ノ江	208の一部
これらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部		

3 次の区域を大字水原字折口に編入する。

大字	字	地番

水 原	梅 ノ 木	253の一部
吉 常	九 ノ 江	199の1の一部、200の1の一部、203から206までの各一部
	十 ノ 江	208の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

4 次の区域を大字水原字一応に編入する。

大 字	字	地 番
水 原	向 川 原	722の4の一部、722の5、728の一部、730の一部、731の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

5 次の区域を大字水原字向川原に編入する。

大 字	字	地 番
水 原	一 応	302の1の一部、302の5の一部、309の一部、311の2
	川 原 田	750の一部、751の1の一部、751の4の一部

吉 常

九 ノ 江	180の1の一部、180の2、181の一部、185の一部、186の1の一部
-------	---------------------------------------

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

6 次の区域を大字水原字川原田に編入する。

大 字	字	地 番
水 原	夏 梅	776の一部、777の一部、783の一部、784の一部

これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字中津町828に隣接する字夏梅の道路、水路である公有地の全部

7 次の区域を大字水原字夏梅に編入する。

大 字	字	地 番
水 原	向 川 原	738の1の一部、740の一部、741の一部
	川 原 田	750の一部、752の一部、760から762までの各一部
	石 橋	797の一部

吉 常

初 田	176の一部
-----	--------

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字夏梅785、789に隣接する字向川原の道路である公有地の一部

8 次の区域を大字水原字石橋に編入する。

大 字	字	地 番
水 原	夏 梅	794の一部
吉 常	初 田	176の一部

これらの区域に隣接する水路である公有地の全部

9 次の区域を大字吉常字上市ノ江に編入する。

大 字	字	地 番
吉 常	十 ノ 江	223の1の一部、223の2、224の1の一部、224の2、225の1の一部、225の2、226の一部
	小 川 原	227の1の一部、227の3

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字小川原228の1の地先の道路である公有地の一部

10 次の区域を大字吉常字初田に編入する。

大 字	字	地 番
吉 常	九 ノ 江	180の1の一部、180の3、186の1の一部、186の2、187の1の一部、187の2の一部、187の3、187の4、192の1の一部、192の2、193の1から193の3までの各一部、193の4から193の6まで
水 原	向 川 原	733の1から733の3までの各一部、736の1の一部、736の2の一部、736の3、738の1の一部
	夏 梅	790から792までの各一部、793の7の一部、794の一部
	石 橋	797の一部、798の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

11 次の区域を大字吉常字九ノ江に編入する。

大 字	字	地 番
水 原	向 川 原	731の一部

12 次の区域を大字吉常字十ノ江に編入する。

大字	字	地番
吉常	九ノ江	193の3の一部、194から197までの各一部、205の1部、206の1部
	小川原	229の一部
水原	梅ノ木	247から252までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字十ノ江211に隣接する字小川原の道路である公有地の一部		

13 次の区域を大字吉常字小川原に編入する。

大字	字	地番
吉常	十ノ江	211の1部、212の2の一部、212の3の一部、215の1部、216の1の一部、217の1部、226の一部
	草畑	257の1、257の2の一部、257の3、258の1の一部、258の3の一部
	下市ノ江	261の1の一部、261の4の一部、262の1の一部、262の3、263の1の一部、263の3、264の1の一部、264の3の一部
水原	下川原	223の1の一部、223の2の一部、227の1の一部、227の2の一部、228の1の一部、228の2の一部、229の1の一部、229の2の一部、229の4の一部
	梅ノ木	246から248までの各一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字下市ノ江265の2に隣接する水路である公有地の一部		

14 次の区域を大字吉常字草畑に編入する。

大字	字	地番
吉常	下市ノ江	260の1の一部、260の7、261の1の一部、261の4の一部
これらの区域に隣接する水路である公有地の全部		

15 次の区域を大字吉常字下市ノ江に編入する。

大字	字	地番

吉常	島廻	312の1の一部、313の1の一部、313の3の一部、314、314の2、315の1、315の5
----	----	--

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字小川原232の3の地先の道路である公有地の一部

16 次の区域を大字吉常字野稲に編入する。

大字	字	地番
吉常	下市ノ江	260の2の一部、260の5の一部

17 次の区域を大字吉常字島廻に編入する。

大字	字	地番
吉常	下市ノ江	260の2の一部、260の5の一部、275の一部
	野稲	276の一部、296の1の一部、297の一部
	余石	325の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

18 次の区域を大字吉常字余石に編入する。

大字	字	地番
吉常	島廻	306の一部、307の1の一部、307の2の一部、308の1の一部、308の3の一部、311の1の一部、311の4の一部、312の1の一部、312の3の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

19 次の区域を大字吉常字オドロクに編入する。

大字	字	地番
吉常	餅田	431の1の一部、432の1の一部、432の2の一部、432の3、433の1の一部
	薺師	457の1の一部、458の1の一部、458の3、458の4の一部、458の5の一部、459の1、459の2の一部
	下島鳥	460、461の一部、470、471
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

20 次の区域を大字吉常字餅田に編入する。

大字	字	地番
吉常	オドロク	423の一部

21 次の区域を大字吉常字薬師に編入する。

大字	字	地番
吉常	餅田	433の1の一部、433の4の一部、434の2の一部
これらの区域に隣接する水路である公有地の全部		

22 次の区域を大字吉常字下島鳥に編入する。

大字	字	地番
吉常	薬師	456の一部、458の2の一部、459の2の一部
これらの区域に隣接する道路である公有地の一部		

23 次の区域を大字吉常字大町に編入する。

大字	字	地番
吉常	保宇志	514の一部、515の1の一部、515の2、516の1の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

24 次の区域を大字吉常字籠田に編入する。

大字	字	地番
吉常	瀬戸口	570の1の一部、570の2の一部、571の1の一部
長延	小森田	533の2の一部、534の1の一部、534の2の一部
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部		

25 次の区域を大字長延字大坪に編入する。

大字	字	地番
長延	垣添	193の一部
	萩野	229の1の一部、230から232までの各一部
これらの区域に介在する水路である公有地の全部		

26 次の区域を大字長延字熊添に編入する。

大字	字	地番
長延	栗ノ小路	141の2の一部、142の1の一部、142の2の一部
	塚原	149の一部、151の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

27 次の区域を大字長延字栗ノ小路に編入する。

大字	字	地番
長延	塚原	145の1の一部、145の5
これらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字塚原145の3に隣接する道路、水路である公有地の全部		

28 次の区域を大字長延字塚原に編入する。

大字	字	地番
長延	大坪	73の一部
	熊添	85の1、86の一部、87の1の一部、93の1の一部、93の2の一部、94の1の一部、95の一部、98の1の一部、98の2の一部、100の3の一部
	栗ノ小路	141の1の一部、141の3の一部、142の1の一部、142の2の一部、143の1、143の2、144の1の一部、144の2の一部
	城ノ尾	1631の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字中尾前192の1の地先の字大坪の水路である公有地の一部		

29 次の区域を大字長延字松ノ元に編入する。

大字	字	地番
長延	塚原	164の一部、165の1の一部
	中尾前	177、178の一部
	井ノ口	1667から1670までの各一部、1673の一部、1675の一部、1676の1の一部、1676の2、1679の一部、1681の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字松ノ元172の3に隣接する字中尾前の道路、水路である公有地の全部、字松ノ元176の1から176の3までに隣接する字井ノ口の水路である公有地の全部

30 次の区域を大字長延字中尾前に編入する。

大字	字	地番
長 延	大 坪	69の1の一部、71の1の一部、73の一部
	塚 原	146の1の一部、147の一部、161の1の一部、161の2の一部、162の1の一部、162の2、163の一部、164の一部、165の1の一部、165の3の一部、165の4の一部、166の2の一部
	松 ノ 元	167、168の一部、169の1の一部
	垣 添	193の一部、197の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに字中尾前190、192の1に隣接する水路である公有地の一部、字塚原160の地先の水路である公有地の一部

31 次の区域を大字長延字垣添に編入する。

大字	字	地番
長 延	大 坪	69の1の一部、69の2の一部
	中 尾 前	180の一部、188から190までの各一部
	萩 野	221の2の一部、226の一部、229の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

32 次の区域を大字長延字萩野に編入する。

大字	字	地番
長 延	垣 添	199の1の一部
この区域に隣接する水路である公有地の全部並びに字萩野221の1、231、232に隣接する水路である公有地の一部		

33 次の区域を大字長延字向堤に編入する。

大字	字	地番
長 延	岩 木 田	482の1の一部

34 次の区域を大字長延字岩木田に編入する。

大字	字	地番
長 延	向 堤	481の1の一部、481の3の一部

持 上	510から512までの各一部、523の2の一部
虎 丸	673の一部、675の一部、676の1の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

35 次の区域を大字長延字持上に編入する。

大字	字	地番
長 延	岩 木 田	504の一部
この区域に隣接する道路である公有地の全部		

36 次の区域を大字長延字小森田に編入する。

大字	字	地番
長 延	持 上	516の一部、517の一部、526の一部
	上 六 反 田	551の1の一部、551の2の一部、553の一部、554の一部、555から557まで、559の一部
吉 常	籠 田	561の1の一部、562の1の一部、562の2、563の1の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部		

37 次の区域を大字長延字上六反田に編入する。

大字	字	地番
長 延	小 森 田	532の一部、533の2の一部、534の1の一部、534の2の一部、535、537の1、537の2、539の1の一部、539の2から539の4まで、541の1、541の2
	下 六 反 田	575の一部、576の1の一部、576の2の一部、577の1の一部、577の2
吉 常	榎 町	487の3の一部
	籠 田	552の1の一部、552の2、554の1、554の3、555の1の一部、555の2、556の1の一部、556の4の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部		

38 次の区域を大字長延字下六反田に編入する。

大字	字	地番

長 延	持 上	516の一部
	上 六 反 田	551の 2 の一部、554の一部、559の一部
	屋 形 町	640の一部、642の一部、643の一部、645の一部、647
	鹿 ノ 子	648の一部、649の一部、651の一部、662の一部
吉 常	榎 町	487の 3 の一部

これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字吉常字榎町487の 2 に隣接する道路である公有地の全部、大字長延字上六反田550の 1 、551の 2 の地先の道路、大字吉常字榎町487の 2 の地先の道路である公有地の一部

39 次の区域を大字長延字屋形町に編入する。

大 字	字	地 番
長 延	下 六 反 田	581の 1 の一部、581の 2 の一部
これらの区域に隣接する道路である公有地の全部		

40 次の区域を大字長延字鹿ノ子に編入する。

大 字	字	地 番
長 延	持 上	515の一部、516の一部
	下 六 反 田	560から562までの各一部
	屋 形 町	645の一部
	虎 丸	664から668までの各一部、683の一部、685の一部、686の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに字鹿ノ子660の 2 に隣接する字虎丸の水路である公有地の一部		

41 次の区域を大字長延字虎丸に編入する。

大 字	字	地 番
長 延	岩 木 田	486の一部、487の一部
	持 上	510の一部、511の一部、513の 1 の一部、514の一部、515の一部
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部		

福岡県告示第2412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第 2 項の規定により次のように公告する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
五十石土地改良区	区画整理事業（五十石地区）	平成 9 年 5 月 13 日	平成17年 8 月 5 日

福岡県告示第2413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第 2 項の規定により次のように公告する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
赤池町郷ノ谷土地改良事業共同施行	区画整理事業（赤池町郷ノ谷地区）	平成16年 5 月 10 日	平成17年 2 月 1 日

福岡県告示第2414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第 2 項の規定により次のように公告する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
糸島郡志摩町土地改良区	農業用ため池整備事業（石川地区）	平成15年12月26日	平成16年2月27日
糸島郡志摩町土地改良区	農業用ため池整備事業（三十六地区）	平成16年12月8日	平成17年1月31日
糸島郡志摩町土地改良区	農道整備事業（桜井地区）	平成16年12月8日	平成17年1月31日

**福岡県告示第2415号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業（志登地区）	平成16年12月27日	平成17年3月20日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業（波多江地区）	平成16年12月27日	平成17年3月30日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業（高来寺地区）	平成16年12月27日	平成17年3月13日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業（井原地区）	平成16年12月27日	平成17年3月30日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業（嵯峨里地区）	平成16年12月27日	平成17年3月18日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業（川付地区）	平成16年12月27日	平成17年3月30日

前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業（西堂地区）	平成16年12月27日	平成17年3月26日
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業（神在地区）	平成16年12月27日	平成17年3月26日
前原市土地改良区	農業用ため池整備事業（尾花屋敷地区）	平成17年3月30日	平成17年3月30日
前原市土地改良区	農業用ため池整備事業（長浦地区）	平成17年3月30日	平成17年3月26日
前原市土地改良区	農業用ため池整備事業（山北地区）	平成16年12月27日	平成17年3月30日
前原市土地改良区	農業用ため池整備事業（初田地区）	平成17年3月30日	平成17年3月30日
前原市土地改良区	農業用ため池整備事業（新地区）	平成17年3月30日	平成17年3月30日
前原市土地改良区	農道整備事業（東地区）	平成16年12月27日	平成17年1月17日
前原市土地改良区	農道整備事業（井原地区）	平成16年12月27日	平成17年2月4日
前原市土地改良区	農道整備事業（山北地区）	平成16年12月27日	平成17年3月30日
前原市土地改良区	農道整備事業（井田地区）	平成16年12月27日	平成17年2月18日
前原市土地改良区	農道整備事業（板持地区）	平成16年9月30日	平成16年10月8日

**福岡県告示第2416号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

糸島郡二丈町大字松国字高尾24の1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第2417号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成17年10月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人  
(1) 名称  
特定非営利活動法人九州安心リフォームネットワーク
- (2) 代表者の氏名  
鷹野 俱孝
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市南区屋形原一丁目36番20号
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、現在、悪質住宅リフォーム業者によるリフォーム被害が甚大化し、社会問題化している中で、住宅リフォーム業界の健全化を促進させ、一般消費者に安心した住宅リフォームの啓蒙及びその提供を行う。また、一般消費者保護の観点から、安心住宅リフォームに関するセミナーの開催、小冊子等の発行及び個別相談業務を積極的に実施するとともに、これら事業を円滑に実施するために関係機関等との緊密なネットワークを構築することにより広く一般市民への広報宣伝活動を行

う。こうした活動を継続実施することにより、地域経済活動の活性化を図ると同時に、住宅リフォーム業界の健全な発展に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第2418号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成17年11月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人  
(1) 名称  
特定非営利活動法人ほほえみイキイキネット
- (2) 代表者の氏名  
黒木 隆
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市東区大字香椎462番地の5
- (4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者及び高齢者に対して、介護予防・小規模多機能型居宅介護等に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第2419号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日  
平成17年11月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人  
 (1) 名称  
特定非営利活動法人シーサイド・クリーンアップ福岡  
 (2) 代表者の氏名  
水江 洋一  
 (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市東区箱崎四丁目40番 箱崎漁港マリーンセーバー内  
 (4) 定款に記載された目的  
この法人は、海及び海岸の清掃、海の安全教育及び海を通じての身障者との交流などに関する事業を行い、「海での事故防止、海及び海岸の自然の確保など」に寄与することを目的としている。

**福岡県告示第2420号**

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 浜武加入区

**福岡県告示第2421号**

次の加入区において平成13年12月福岡県告示第2028号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成17年12月14日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 浜武加入区

**福岡県告示第2422号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があつたので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類と名称

飯塚都市計画道路事業 3・4・8号 目尾忠隈線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県飯塚土木事務所 飯塚市新立岩8番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分  
飯塚市飯塚及び菰田西3丁目地内

(2) 使用の部分  
飯塚市飯塚及び菰田西3丁目地内

**福岡県告示第2423号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八女郡上陽町大字久木原字本谷1478、黒木町大字大淵字竹ノ谷115の2、116、117の1、118の2、119の1、119の2、120の1、120の2、124の2、字長谷迫216の

8、朝倉郡筑前町三箇山字ズズノ谷150の4	イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに甘木市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養	
(3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。	
2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘木市大字甘水字一ノ谷379の1、380、381の1、381の2、382、383、大字千手字安養寺1229の2、1229の5、1236、1237、1246、1248、1260、1261、1265の1、1274の1、1274の6、鞍手郡宮田町大字宮田字前隈3835の1、大字倉久字水当2581から2584まで、2595、2596の1、2596の2、2597から2602まで、2603の1、2603の2、2604から2623まで、2625から2631まで、2718、2721の1、2721の2、2722	
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
(3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は択伐による。 水字一ノ谷379の1、380、381の1、381の2、382、383、字安養寺1229の2、1229の5、1236、1237、1246、1248、1260、1261、1265の1、1274の1、1274の6、字前隈3835の1	
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	

福岡県告示第2424号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき新宮相島漁業協同組合に委託していた福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年1月福岡県告示第111号）による沿岸漁業改善資金の償還金等の徴収事務は、平成17年12月1日をもって廃止したので告示する。
平成17年12月14日
福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第2425号
貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第38条第1項の規定により公告する。
なお、公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。
平成17年12月14日

商号	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
(有)コスモ	坂本 健一	福岡市中央区平和5丁目6番23号 平和南ビル2F	福岡県知事 (4)第05729号	平成15年10月14日

福岡県告示第2426号
福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月

福岡県訓令第16号) 第135条の規定により次のように告示する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 特約業者の氏名又は名称  
有限会社 一木兄弟石油店
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
福岡県久留米市荒木町白口7-4
- 3 特約業者の指定取消年月日  
平成17年9月30日

#### 福岡県告示第2427号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和62年8月20日福岡県告示第1260号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第2428号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のよう

に告示する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
行橋市大字入覚字太日ヶ迫2110の2、2111の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
農業用地

#### 福岡県告示第2429号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年12月14日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量(3級基準点測量)
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市門司区	平成17年11月30日

#### 福岡県告示第2430号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年12月14日

## 福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
飯塚	県道	飯塚線 大野城	前	嘉穂郡穂波町大字枝国1452番先から同郡同町大字枝国115番先まで	6.8 ~ 10.0	225.7
			前	同上	6.8 ~ 13.0	286.3
			後	同上	6.8 ~ 10.0	225.7

## 福岡県告示第2431号

福岡県統計調査条例（平成2年福岡県条例第6号）に基づく統計調査を行うこととし、統計法（昭和22年法律第18号）第8条第1項の規定により総務大臣に届け出たので、同条例第2条の規定により次のように告示する。

平成17年12月14日

## 福岡県知事 麻生 渡

## 1 調査の目的

この調査は、福岡県内における法人企業の活動の実態を調査し、県民経済計算の基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の名称

調査の名称は、福岡県法人企業統計調査（福岡県民経済計算のための調査）とする。

## 3 調査の対象

この調査は、県内に事業所を有する法人企業のうち、電気業、ガス業、熱供給業、放送業、鉄道業、金融業、と畜業を主として営むものを対象として行う。ただし、他の統計資料等により4の調査事項についての情報取得が可能であることが明らかな企業に対しては、この調査は行わない。

## 4 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称、所在地等
- (2) 従業者数
- (3) 売上高又は営業収入
- (4) 費用
- (5) 発電電力量（電気業）
- (6) 受取手数料（証券業）
- (7) 金融収支（〃）
- (8) 預金残高（〃）
- (9) 貸出残高（〃）
- (10) 受取利子（その他金融業）
- (11) 支払利子（〃）
- (12) 受取配当（〃）
- (13) 料金収入（鉄道業）
- (14) 輸送実績（〃）

## 5 調査の対象となる期間又は期日

平成16年4月1日から平成17年3月31日の1年間を調査対象期間とする。ただし、決算期が異なる場合は、平成17年3月31日に最も近い決算期における事業年度の1年間とする。

なお、調査事項のうち(1)及び(2)については、平成17年3月31日現在とする。

## 6 調査の実施時期

平成17年12月15日から平成18年1月31日までの間において調査を実施する。

## 7 調査の方法

調査は、対象となる事業所に調査票を配布して、法人の代表者又は代理人が自計申告する方法により行う。

## 正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
17・11・30	2467	告示	2286	4		○	後ろから9		962番1及び963番 <sup>○</sup>	962番1及び962番 <sup>●</sup>
17・12・2	2468	目次		1	○		11		(公園街路課) <sup>○○○○</sup>	(都市計画課) <sup>●●●●</sup>

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 株式会社崎嶋六一  
福岡市東区箱崎六丁目六番四  
川頭島弘文社号

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)